

## 令和8年度香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣業務委託仕様書

## 1 業務の目的

C02排出量削減に寄与する脱炭素設備投資を実施予定の中小企業等に対して、エネルギー管理士や技術士等の専門家を派遣し、C02排出量の算定や具体的な設備導入の提案を含む削減計画の策定等を支援することで、脱炭素経営の視点に立った県内事業者の環境に配慮した設備投資を促し、事業活動におけるC02排出量の削減を図ることを目的とする。

## 2 委託業務名

令和8年度香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣業務

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月26日（金）まで

## 4 派遣対象事業者及び派遣事業所数

派遣対象事業者（以下「事業者」という。）は、香川県内に工場又は事業場を有する中小企業等とし、10事業所程度（香川県内の事業所に限る。事業者が複数の施設を同一敷地等で一体として利用している場合は、1事業所とする。）への派遣を予定している。

なお、事業者は、県内事業者の環境に配慮した設備投資を促すことを目的に県が設置した「香川県地域ESG脱炭素設備投資促進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）と連携のうえ、今後、募集・選定していくものであり、派遣事業所数、規模及び時期等は、確定しているものではない。

## ・コンソーシアム参画機関

金融機関 （株式会社百十四銀行、株式会社香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、株式会社日本政策金融公庫高松支店、株式会社商工組合中央金庫高松支店）
公益財団法人かがわ産業支援財団
公益財団法人香川県環境保全公社
香川県信用保証協会
香川県

## 5 業務内容

事業者の要望や状況に応じ、C02排出量の算定、C02排出量削減効果のポテンシャル評価及びC02排出量削減に係る目標の設定や目標達成に向けた計画（短期・中期・長期）策定の技術的なサポートを行う専門家を派遣し、以下の業務を実施する。

ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

なお、国の補助事業の申請において必要となる事業者のCO2排出量算定等の一部の業務についても、事業者の要望に応じて柔軟に対応すること。

#### (1) コンソーシアム会議への出席等

ア 専門家派遣開始前に開催するコンソーシアム会議に出席し、コンソーシアム参画機関に対して支援体制や現地調査等の概要を説明すること。

イ (5)の報告書作成後に開催するコンソーシアム会議に出席し、事業の成果等をコンソーシアム参画機関に対して報告すること。

#### (2) CO2排出量の算定

ア 事業所のCO2排出量について、エネルギー使用量等及び設備状況を分析し、事業者へのヒアリング及び現地調査若しくは机上調査等により算定を行うこと。また、事業者自らが算定を行う場合は、算定にあたっての支援や内容の確認等を行うこと。

イ 事業所のCO2排出量については、サプライチェーンにおける排出量及び排出削減のポテンシャルが明らかになるよう、Scope 1～3ごとに算定を行い、その数量及び比率を示すこと。ただし、Scope 3については可能な範囲で算定し、該当する15のカテゴリを示すこと(二次データの活用も可能)。

#### (3) CO2排出量削減効果のポテンシャル評価

ア 事業所及び設備について現地調査等を行ったうえで、エネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を低減させることで生じるCO2排出量削減効果のほか、再生可能エネルギー導入等によるエネルギー総消費量を削減することで生じるエネルギー起源CO2排出量削減効果及び他の温室効果ガス排出削減によるCO2排出量削減効果のポテンシャル評価を実施すること。

イ CO2排出量削減効果のポテンシャル評価は、事業者の脱炭素設備投資及び金融機関の環境配慮型融資(ESG融資)の判断に資するものとなるよう、削減手法やその効果を記載した個々の対策を個票としてまとめること。

#### (4) CO2排出量削減に係る目標設定及び計画策定

ア (2)及び(3)の具体的な根拠と考え方を事業者に示し、事業者と協議のうえ、対策や設備投資の優先順位等、脱炭素経営の視点に立ったCO2排出量削減に係るビジョンの策定と目標設定のサポートを行うこと。

なお、上記目標設定及び計画策定は、短期(2030年度)、中期(2035年度又は2040年度)及び長期(2050年度)を目安として設定すること。

イ 目標の単位は総量又は原単位のいずれでも構わないものの、事業者自らにおいて、目標とする単位に整合するCO2排出量の実績を把握できることを前提とする。

ウ 設定した目標達成に向けた計画策定に当たり、具体的かつ効果的な技術的サポートを行うこと。

#### (5) 報告書及び事例集の作成等

##### ア 事業所毎の報告書の作成

① 各事業所における(2)から(4)の業務が完了する毎に報告書を作成し、県、事業者及び担当金融機関へ電子データにより提出すること。

② 報告書の構成は事前に県と調整し、作成すること。

- ③ 県、事業者及び担当金融機関からの要望に応じて、報告書の作成状況等を説明する報告会（Web会議による開催も可能）を開催すること。
- ④ 事業者の投資計画の実行性に結びつけるため、内容を分かりやすく取りまとめて事業者に報告すること。

#### イ 情報共有用の報告書の作成

- ① ESG融資を定着し、当事業の成果を横展開することを目的にコンソーシアムで実施する情報共有及び意見交換等に活用するための報告書を作成すること。
- ② 当該報告書は、アの報告書を基に事業者毎に作成することとし、以下の内容について事業者から同意が得られない場合は、記載内容を削除すること。
  - (ア) 事業者名称及び所在地
  - (イ) 事業者が所有する機器及び製造工程等の機密情報
- ③ 報告書の構成は事前に県と調整し、作成すること。また、報告書は、(1)イに記載するコンソーシアム会議までに県へ電子データにより提出すること。

#### ウ 事例集の作成

- ① コンソーシアム参画機関が当事業によるCO2排出量削減の取組みや手法及びその効果等を事例集として共有し、今後のESG融資の実現に繋げていくため、ア及びイの報告書の内容を集約のうえ、作成すること。
- ② 事例集は、令和7年度に作成した『かがわ中小企業等「脱炭素経営」事例集(第1版)』の構成に準じるものとし、以下の内容を記載すること。
  - (ア) 事業所の業種やScopeごとの排出量、CO2排出量削減のポテンシャルや設備投資の優先順位等の特徴
  - (イ) 他の事業者の模範となるような取組事例や成果
- ③ 事例集は、(1)イに記載するコンソーシアム会議までに県へ電子データにより提出すること。
- ④ 事例集は、県内事業者の脱炭素経営を促進するため、コンソーシアム参画機関及び県内事業者へ配布するとともに、香川県ホームページへの掲載等を予定している。また、県は事例集が提出された後に当事例集を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。
- ⑤ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって受託者から県に譲渡されたものとする。

### 6 専門家派遣業務の流れ

事業者の決定から専門家派遣、報告書作成までの流れはおおむね以下のとおり。

- i. コンソーシアム会議に出席し、専門家派遣事業に関する令和8年度の方針等について協議
- ii. 県において専門家派遣希望の事業者を公募し、希望事業者はコンソーシアムに参画する金融機関を通じて、申込書兼ヒアリングシートを県に提出
- iii. 県と金融機関等で協議のうえ、専門家を派遣する事業者を決定
- iv. 専門家を派遣し、5(2)～(4)の業務を実施

- v. 5 (5) の報告書及び事例集を作成
- vi. コンソーシアム会議に出席し、事業の成果等をコンソーシアム参画機関に対して報告

## 7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行すること。
- (2) 本業務における打合せは、業務着手時のほか、各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡を取り、実施中においても適宜、実施すること。
- (3) 県担当者と密接に連絡調整を行うとともに、重要な事項については、その対応について指示を受けること。
- (4) 県において、Web会議等で事業者や金融機関等への本事業の説明や周知等を行う場合は、県の求めに応じ、説明会や協議の場に参加する等の協力を行うこと。
- (5) 事業所毎の専門家派遣時間（人数・回数・時間）については、事業所の規模及び状況に合わせて、県と協議のうえ決定することとし、派遣事業所数や支援実績（業務内容・専門家派遣・報告書等の作成時間）などに基づき、委託料を変更する。
- (6) 管理技術者として、エネルギー管理士又は技術士（環境部門）のいずれかの国家資格を有する者を配置すること。また、現地調査にあたっては、省エネルギー診断の実務経験を有する、又は同等の能力を有する者を関与させること。
- (7) 本業務終了後も、事業者からの相談には適切に対応すること。
- (8) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うこと。
- (9) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が県の故意又は重大な過失による場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の手続きを行うこと。
- (10) 本仕様書は企画提案方式の公告用であり、受託候補者とは別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合がある。

## 8 委託業務の成果物

すべての業務履行完了後、本業務を通して実施した支援内容等をまとめた業務の成果に関する報告書を作成し、5 (5) の報告書及び事例集とともに提出すること。

- ・業務の成果に関する報告書：1部（紙媒体・カラー）
- ・5 (5) の報告書及び事例集：各1部（紙媒体・カラー）
- ・電子媒体：1式（上記成果物の電子データをCD-Rに記録したもの）

## 9 その他

- (1) 個人情報の保護及び機密保持等

- ア 本業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- イ 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。本業務の履行期間終了後も同様とする。
- ウ 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は、すべて受託者が負担すること。本業務の履行期間終了後も同様とする。

**(2) 法令等の遵守**

労働関係法令その他、業務の実施に当たり関連する法令を遵守すること。

**(3) 業務実施に付帯するその他の業務**

本仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項については、県と受託者がその都度協議し決定するものとする。

## (別記) 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。)の管理体制・実施体制を定め、甲に書面(参考様式1)で報告しなければならない。

また、乙は、前項の責任者及び従事者を変更する場合は、甲に書面(参考様式2)で報告しなければならない。

### (再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

### (取得の制限)

第6 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (従事者の監督)

第7 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の従事者に行わせる場合は、正社員以外の従事者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

また、乙は、甲に対して、正社員以外の従事者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

(資料等の運搬)

第10 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第11 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(遵守状況の報告)

第12 乙は、契約内容の遵守状況について、定期的に又は甲の求めに応じて、個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告するものとする。

(監査等)

第13 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。この場合において、乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 甲は、この目的を達するため、乙に対して必要な資料の提出を求め、又はこの契約による業務の処理に関して、必要な指示をすることができる。

(資料等の返還等)

第14 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは

作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、消去又は廃棄をしなければならない。

- 2 乙は、個人情報を消去又は廃棄をしたときは、甲に完全に消去又は廃棄をした旨を証する書面（参考様式3）を速やかに提出しなければならない。

（事故発生時における報告）

- 第 15 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 16 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

参考様式1（第4関係）

個人情報の管理体制等報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

令和8年度香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

個人情報の管理体制等変更報告書

香川県知事 殿

年 月 日

受託者名 住所又は所在地  
氏名又は商号  
代表者氏名

令和8年度香川県地域ESG脱炭素投資促進専門家派遣業務に関する個人情報の管理体制等について、次のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
	(連絡先)	

※ 「個人情報取扱責任者」は、この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 従事者に関する事項

従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※ 「従事者」は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

参考様式 3 (第 14 関係)

年 月 日

個人情報が記録された電子情報の消去・廃棄について

香川県知事 殿

受託者名 住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

令和 8 年度香川県地域 E S G 脱炭素投資促進専門家派遣業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第 14」に基づき、個人情報が記録された電子情報については、適正に消去・廃棄をしたことを報告します。